

西宮市車いすバンク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体の不自由な人や高齢者、病弱者などに、車いすを無償で貸与することにより、市民の福祉増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 車いすの貸与を必要とする者(以下「使用者」という。)若しくは介護者が西宮市に住所を有している者として住民基本台帳に記載されかつ市内に居住している者であり、使用者が身体の不自由な人、高齢者、病弱者など歩行が困難な者で市長が必要と認める者。ただし介護保険法(平成9年法律第123号)第27条の規定により要介護認定2以上(要介護認定1以下の者で、厚生労働大臣が定める者等(平成12年厚生省告示第23号)第19号のイ(1)で定める者を含む。)を受け同法第28条の規定によりその効力を有する者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日法律第123号)第76条の規定により補装具費の支給を受けることができる者を除く。

(貸与手続)

第3条 使用者若しくは介護者は、車いすバンク利用申請書兼借用書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(貸与期間)

第4条 車いすの貸与期間は原則2カ月以内とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は貸与期間を更に2ヶ月延長することができる。

2 前項に規定する貸与期間の延長は2回を上限とし、貸与期間は最長で6ヶ月とする。

(車いすの管理)

第5条 使用者は、車いすを適正な方法で使用、亡失、損傷の場合は、使用者の負担で修復しなければならない。

(貸与中の事故)

第6条 貸与中の事故については、使用者の責任において処理しなければならない。

(返還)

第7条 使用者は、貸与期間満了日後ただちに車いすを市長に返還しなければならない。

2 使用者が第2条に定める対象者の要件を満たさなくなったときは、すみやかに車いすを市長に返還しなければならない。

3 市長は、使用者が本要綱に違反していると認めたときは、車いすの貸与を取消し、返還を命ずることができる。

付 則

この要綱は、昭和56年1月5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際既に車いすの貸与を受けている者の貸与期間については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。